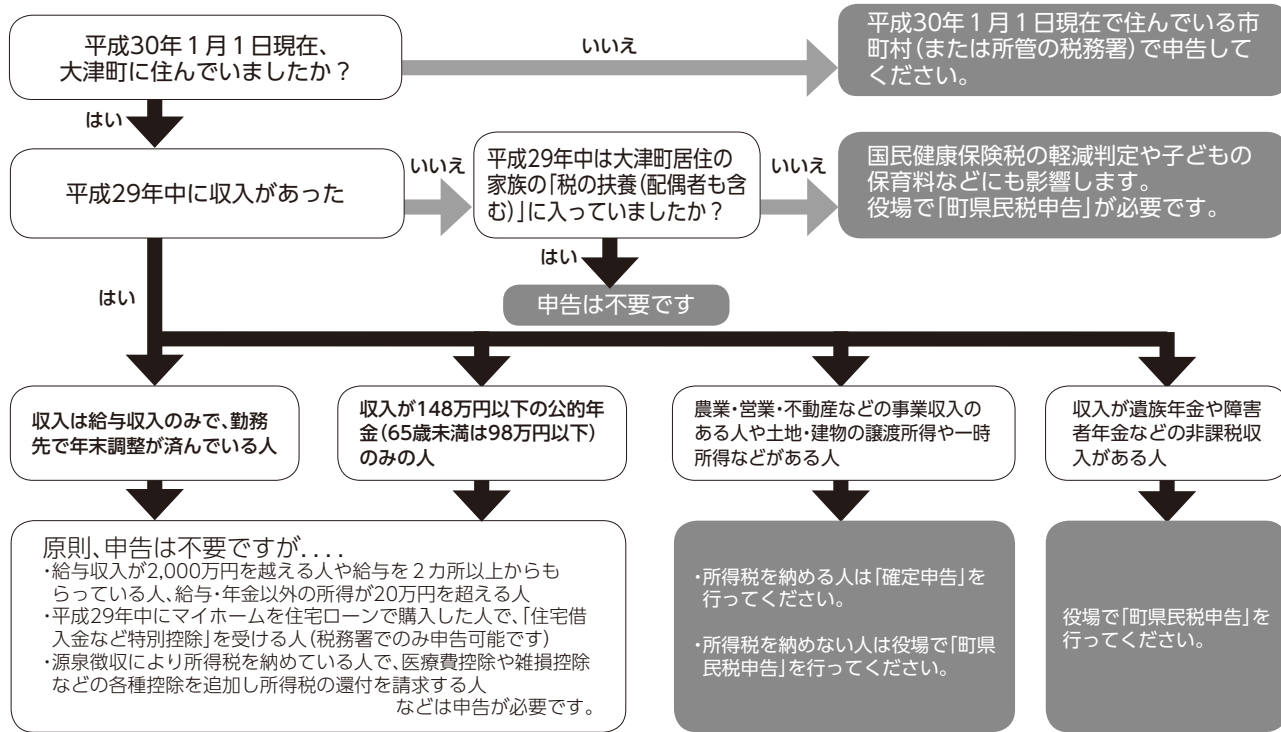


確定申告などの準備はお早めに 期間 2月16日(金)～3月15日(木)

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

簡易フローチャート ※目安にお使いください。



医療費控除には「明細書」が必要です

平成29年分の申告から、「医療費控除の明細書」を作成すると、領収書提出が不要になります。また、健康保険の保険者から交付される医療費通知を「医療費控除の明細書」に添付することができるようになります。
 なお、医療費通知に記載された内容以外の医療費がある場合は、①被保険者氏名、②病院(薬局)名、③医療費区分、④医療費額、⑤保険で補填される額を「医療費控除の明細書」に記入することになります。申告のときは予め準備をお願いします。

年金受給者は先行申告をお願いします

申告時期の混雑を緩和するために住んでいる小学校区ごとに申告書作成会を先行実施します。平成30年1月1日に大津町に住民票があり、年金収入の人が、医療費控除や扶養控除などを申告する場合は確認して利用してください。詳しくはお問い合わせください。
 ●時間 午前9時～11時・午後1時～3時
 ●会場 町民交流施設(オクスプラザ)1階 特設会場
 ●期日 ・大津南小・美咲野小学校区の人 2月7日(水)
 ・大津小・大津東小学校区の人 2月8日(木)
 ・室小・護川小・大津北小学校区の人 2月9日(金)

確定申告や町県民税申告や上に記載の手続きに必要なもの一覧(一例)

必要なもの	備考	チェック
1 印鑑・預金通帳	印鑑はシャチハタなどのインク式は使用できません。	<input type="checkbox"/>
2 マイナンバーカードの両面コピー	通知カードのコピー可、住民票(個人番号ありのもの)のコピー可。	<input type="checkbox"/>
3 本人確認書類	免許証、保険証など(マイナンバーカードの両面コピー持参の場合は不要)	<input type="checkbox"/>

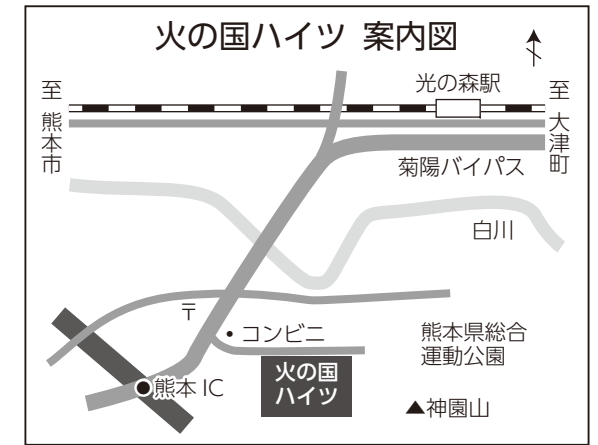
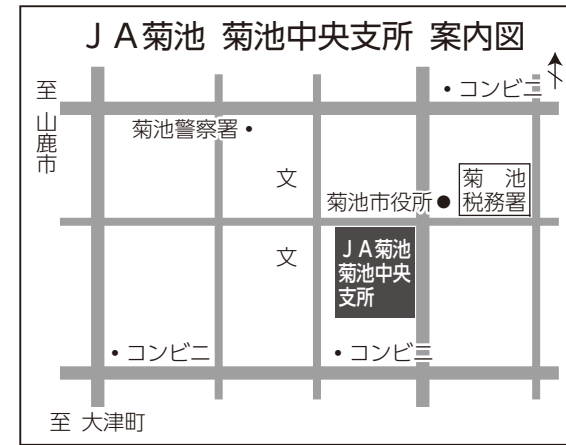
対象	必要なもの	備考	チェック
1 家族・親族を扶養に入れる人	家族のマイナンバーのコピー など	扶養に入れる全員分のコピー	<input type="checkbox"/>
2 給与所得のある人	源泉徴収票	原本を持参してください	<input type="checkbox"/>
3 公的年金のある人	公的年金などの源泉徴収票	原本を持参してください	<input type="checkbox"/>
4 報酬、不動産の使用料などのある人	支払調書	原本を持参してください	<input type="checkbox"/>
5 農業所得・事業所得・不動産所得がある人	収支計算書、領収書 など	収支計算書を作成してください	<input type="checkbox"/>
6 保険の満期金がある人	保険会社からの支払証明書	原本を持参してください	<input type="checkbox"/>
7 社会保険料控除がある人	国民年金や国保、任意継続健保の払込(納付)証明書	原本を持参してください	<input type="checkbox"/>
8 生命保険料・地震保険料控除がある人	保険会社の控除証明書	原本を持参してください	<input type="checkbox"/>
9 医療費控除がある人	医療費控除の明細書・領収書	詳しくは、本ページ中段を確認ください	<input type="checkbox"/>
10 寄付金控除がある人	寄付先からの寄附証明書	原本を持参してください	<input type="checkbox"/>
11 税務署から申告に関する書類が届いた人	税務署から届いた書類	原本を持参してください	<input type="checkbox"/>

雑損控除関係の申告 (熊本地震の被害で平成28年度の申告が変わる人も含む)

●問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121 ※自動音声案内「2」

熊本地震により住宅や家財など(お墓も含む)に被害を受けた人で、平成28年分の所得からその損害の控除(雑損控除)が済んでいない人や、雑損控除における損害額が変わる人(平成28年分の申告では「半壊」だったが平成29年中に公費解体した人などは「全壊」扱いになる)、平成28年分の申告で損失の繰り越しがあった人は、税務署が開設する特設相談会で先行して申告書の作成をお願いします。なお、受け取った保険金額が損失額をこえるときや、所得の状況によっては雑損控除が受けられない場合があります。あらかじめご了承ください。

日時	申告相談会場	駐車場
2月1日(木)～15日(木) 午前9時～午後4時 ※土・日・祝日(振替休日)を除く	J A 菊池 菊池中央支所 2階会議室(菊池市隈府852番地) 火の国ハイツ2階 特設会場(熊本市東区石原2丁目2-28)	菊池税務署駐車場 火の国ハイツ駐車場



雑損控除の申告に必要なもの

新規で雑損控除を適用する人(平成28年分の申告が済んでいない人)	① 罹災証明書の写し ② 住宅・家財・車両などの取得時期および取得価格のわかるもの(住宅の取得価格がわからない場合は、住宅の建築年月・床面積・構造などが確認できる書類) ③ 家屋、土地の所有者がわかる書類 ④ 修繕・取壊し費用・除去費用がわかる領収書など ⑤ 受け取った保険金や補助金の額がわかるもの(支払通知や通帳の写しなど) ⑥ 生計を一にする所得が38万円を超える親族がいる場合、その人の平成28年分の所得金額がわかるもの(源泉徴収票や申告書の控えなど)
平成28年分で雑損控除の申告をしたが、平成29年中に内容が変更(「半壊」で申告していた人が公費解体で住宅を撤去した場合も含む)となった人や損失を繰り返した人	① 平成28年分の確定申告書の控え(繰り越し損失のある人は繰越計算書も) ② 変更(追加・減少)となる損失がわかる書類(修理などの領収書や受け取った保険金の額がわかるものなど) ③ 解体証明書(平成28年分を「半壊・大規模半壊」で申告し、住宅を公費解体した人)

※その他、確定申告に必要な書類(17ページ参照)をお持ちください。同時に確定申告を済ませることができます。

新規住宅ローン控除

●問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121

新たに住宅ローンを利用し住宅を取得した人は、要件に当てはまれば、「住宅借入金等特別控除」を受けることができます。平成29年中に住宅を取得した場合には確定申告をすることによって控除が可能となります。上段の申告相談会でも対応できますので、下の書類のほか、確定申告に必要な書類(17ページ参照)を持参して税務署で手続きを行ってください。

●住宅借入金等特別控除額の計算に必要なもの

- ① 借入金の年末残高証明書(金融機関発行)
- ② 住宅・土地の登記簿謄本
- ③ 住宅の工事請負契約書(売買契約書)
- ④ 土地売買契約書(土地も取得した場合)



自宅からはネットが便利 e-Tax

●問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、自宅や職場、税理士事務所などからインターネットを利用して、所得税(および復興特別所得税)の確定申告をはじめとする国税に関する各種手続きができます。

●e-Taxでできる手続き

- ① 所得税(および復興特別所得税)、法人税・地方法人税(および復興特別法人税)、贈与税、消費税と地方消費税、酒税、印紙税の申告
 - ② 全ての国税の納税
 - ③ 納税証明書の交付請求と法定調書の提出、申請、届出など
- そして、電子署名を必要としない一部の手続きは、スマートフォンなどでも利用できます。
 詳しくは、e-Taxホームページを検索してください。